

大規模小売店舗出店に着目した地方自治体の調整・連携に関する調査分析

東京大学大学院 学員 坂本 誠
東京大学大学院 正員 加藤浩徳

1. はじめに

人々のモビリティの向上に伴い、生活圏が拡大しつつある。そうした動きに合わせて、既存の市町村規模を越えた商圈を設定する大規模小売店舗の進出が目立つようになってきた。旧大規模小売店舗法では、進出店舗は商圈を設定した上で、商圈内で商業調整を行うこととされていたが、実状に合わせた商圈設定がなされていたのか、あるいは行政側の広域的な対応ができていたのかという疑問があった。また、新たに制定された大規模小売店舗立地法においても、関係主体間の合意形成が重要となるものと考えられる。そこで本研究は、事例調査によってこれらの問題を明確にし、地方自治体間の調整・連携に関して考察することを目的とする。

2. 事例調査の方法

調査対象として、隣接する他の市町村の消費者を対象とした大規模小売店舗の出店の事例を取り上げる。対象となりうる事例の中から、1)大型店の出店した自治体の人口規模が隣接する自治体の人口規模よりも極端に小さい、2)大型店の出店した自治体が誘致に積極的であった、3)消費地側の隣接自治体が進出に反対した、4)消費地側の隣接自治体の商業集積が打撃を受けた、という4点から、青森県柏市のイオン柏ショッピングセンター（I 店）と鳥取県日吉津村のジャスコ日吉津店（J 店）の2店を対象に絞った。これらの事例と関連する法令との関係を示したものが図1である。I 店は92年の大規模店舗法の改正前の事例であり、一方でJ店は改正後の事例である。改正前後では、関係者間の調整に関する仕組みが異なっていることが特徴である。以上の2店について、関連自治体担当者へのヒヤリング及び関連資料によって出店の際の調整、合意が形成されるまでのプロセスを調査した。

3. 事例調査の結果

(1)I 店の事例

I 店は当初、柏村（人口約5千人）に19,900m²の計画面積で届出ようとしていた。しかし、I 店は途中で計画を変更し、最終的に敷地を2分割して届出を行い、大店審でもその通り結審された。これは、通達による商圈設定に従うと、当初案では商圈が隣接市町村である五所川原市（人口約5万人）の中心街を含んでしまうため、出店推進側が、五所川原市の関係者が議論に参加して出店に反対されるを

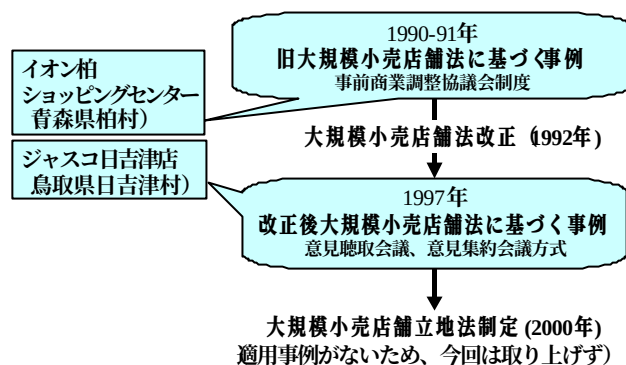


図1：対象事業に関する関連法令



図2：I 店の出店状況

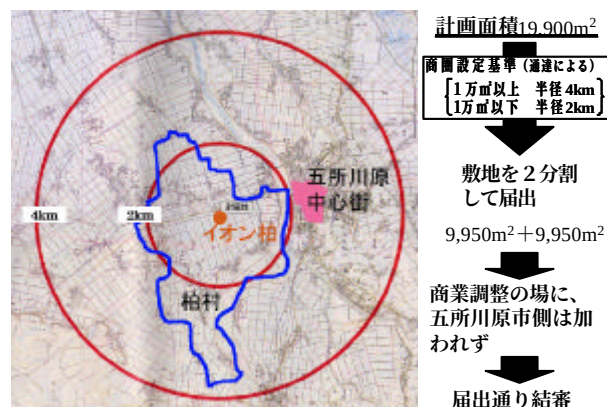


図3：大店審における審議経緯（I 店）

キーワード：大規模小売店舗、合意形成、広域連携

〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1 TEL:03-5841-7451 e-mail: kato@trip.t.tokyo.ac.jp

